

○大阪電気通信大学性暴力等及びハラスメント防止に関する規則

平成13年6月26日

制定

(目的)

第1条 この規則は、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)の学生に対する性暴力等、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント及びその他のハラスメント(以下「ハラスメント」という。)の防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、学生が公正で快適な環境のもと、教育・研究の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において用いる用語は、次の各号の定義によるものとする。

(1) 性暴力等

ア 教職員が理由及び相手との関係性を問わず、同意のない性的な行為を強要する行為

イ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第2条第3項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為

(2) セクシュアルハラスメント

教職員が意図するとせざるにかかわらず、学生等及び関係者(学生等の保護者、関係者等の職務上の関係を有する者をいう。以下同じ。)を不快にさせる性的な言動並びに脅威、屈辱感又は不利益を与える言動

(3) アカデミックハラスメント

教職員が学生等及び関係者に教育・研究上の権力関係又は上下関係等に基づき行う嫌がらせや差別行動

(4) その他のハラスメント

その他優越的な地位に基づき行う前2号に準ずる嫌がらせや差別行動

(防止委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)をおく。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 性暴力等並びにハラスメントの防止、啓発、研修、相談及び救済に関する基本施策の立案

(2) 第5条に規定するハラスメント相談員からの報告内容に対する必要な措置

(3) 第6条に規定するハラスメント調査委員会の設置をするか否かの判断

(4) その他のハラスメントを防止するための必要な事項

3 防止委員会は、学長を委員長とし、学部長、共通教育機構長、学務部長、事務局長及び学長が指名する職員若干名によって組織する。

4 防止委員会は、委員長が招集する。ただし、防止委員から防止委員会開催の要請があれば、防止委員会を開催しなければならない。

(防止推進委員会)

第4条 性暴力等並びにハラスメントの防止、啓発を推進するため、防止委員会の下部組織として、ハラスメント防止推進委員会(以下「推進委員会」という。)をおく。

2 推進委員会は、学務部長を委員長とし、第5条に規定するハラスメント相談員から若干名、及び学生の代表者若干名によって組織する。

3 推進委員会は、学務部長が招集する。

(相談員)

第5条 性暴力等並びにハラスメントに関する苦情の申し出及び相談を受けるため、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)をおく。

2 相談員は、性暴力等並びにハラスメントの被害を申し出た者の要請に基づき、防止委員会に相談内容を報告する。

3 相談員は、総合学生支援センター担当職員、医務室職員、四條畷事務部四條畷学務課職員及び学務部学務課職員とする。

4 相談員に関する必要な事項は別に定める。

(調査委員会)

第6条 学長は、防止委員会の決定に基づき、性暴力等及びハラスメントの事実関係を調査するため、その都度、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)をおく。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 性暴力等又はハラスメントの事実関係の迅速な調査

(2) 当該事案につき事情を知る者からの事情の聴取

(3) 被害を申し出た者への救済措置及びその行為を行ったとされる者に対する措置等の提言

3 調査委員会は、学長が組織する。

4 調査委員会は、当該事案に関して調査し、組織された日から2週間以内に、防止委員会に対して報告及び提言を行わなければならない。

(事務の所管)

第7条 この規則に関する事務は、学務部で行う。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この規則は、平成13年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2023年11月14日から施行する。